

申請時必要書類

○申請には、以下の書類が必要となります。

婚姻関係の欄に「○」または「△」と記載された書類を提出してください。

必要書類等	内容	法律婚	事実婚
不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が記入してください。(コピー不可) ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 	○	○
不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に発行を依頼してください。(コピー不可) ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 	○	○
住民票の写し(原本) ※5	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の市町村で発行できます。 ・申請日から3か月以内に発行されたもの ・夫婦それぞれの住所・生年月日・続柄・筆頭者を確認できるもの ・法律婚・事実婚ともに、夫婦両方の住民票が必要です。(同一世帯でない場合を含む。) 	○	○
戸籍謄本(原本) ※5	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市町村で発行できます。 ・申請日から3か月以内に発行されたもの <p>【法律婚の場合】 以下に当てはまる場合のみ、ご用意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本県で初めて本助成制度を利用する方 ②夫婦で住所が異なるなど、住民票にて夫婦の続柄を確認できない方 <p>【事実婚の場合】 ・全ての方がご用意ください。</p>	△	○
領収書及び明細書(医療機関が発行したもの、コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に記載された治療期間内のものであり、助成対象となる治療費に係るものであること ・合計額が申請額以上のもの 	○	○
※領収書からは治療内容が確認できない場合は、明細書もご提出ください。	<p>※助成対象外経費 入院費、室料、食事代、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)、文書料、不妊症の原因を確認するための検査、不妊症かどうかに関わらず実施する検査</p>		
事実婚関係に関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・事実婚の夫婦は全員ご用意ください。 ・県HPまたは保健所窓口で様式を入手できます。 	×	○

※5 在留カード・特別永住者証明書のコピーでも申請できます。夫婦とも外国籍の方など戸籍がない場合は、夫婦関係証明のため戸籍謄本の代わりに婚姻届記載事項証明書または婚姻届受理証明書も必要となります。